

1 委員会審議経過

【内閣委員会】

(1) 審議概観

第139回国会において、本委員会に付託された法律案は内閣提出3件、衆議院議員提出1件（予備付託）の計4件であり、衆議院議員提出の1件を除き可決した。

また、本委員会付託の請願5種類26件のうち、1種類2件を採択した。

〔法律案の審査〕

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年8月の給与についての人事院勧告を完全実施しようとするものであり、その内容は、一般職の職員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、通勤手当及び宿直手当の額の改定を行うとともに、研究員調整手当の新設並びに筑波研究学園都市移転手当の廃止等を行い、あわせて、寒冷地手当の基準額の定額化等を行おうとするものである。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い特別職の職員の給与の額を改定しようとするものである。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものである。

以上の給与関係3法律案については、12月5日、一括して議題とし、公務員の服務規律の在り方、寒冷地手当の見直し等について質疑が行われた。質疑終局後、一般職職員給与法等改正案に対し修正案が提出され、次いで、順次採決の結果、一般職職員給与法等改正案は、修正案を否決した後、全会一致をもって原案どおり可決され、特別職職員給与法改正案及び防衛庁職員給与法改正案は、いずれも多数をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

12月12日、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行った。

委員会においては、沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に関する件について外務大臣から説明を聴いた。

12月17日、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛

に関する調査を行った。

委員会においては、沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に関する件について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成8年12月5日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行うことを決定した。
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)

以上両案について武藤総務庁長官から趣旨説明を聴き、

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)について久間防衛庁長官から趣旨説明を聴き、

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

以上3案について武藤総務庁長官、梶山内閣官房長官、久間防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

なお、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

(閣法第1号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、民緑
反対会派 なし

(閣法第2号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑
反対会派 共産

(閣法第3号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑
反対会派 共産

○平成8年12月12日(木) (第2回)

- 沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に関する件について、池田外務大

臣から説明を聴いた。

○平成8年12月17日（火）（第3回）

- 沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に関する件について久間防衛庁長官、池田外務大臣、梶山内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行った。
- 請願第35号外1件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第45号外23件を審査した。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第1号）

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成8年8月1日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の給与について、人事院勧告どおりの改定を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 全俸給表の全俸給月額を引き上げる。
- 2 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度額を30万7,500円（現行30万2,900円）に引き上げるとともに、科学技術に関する高度な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる官職に新たに採用された職員に対し、支給月額の限度を10万円として、採用の日から10年以内の期間、新たに初任給調整手当を支給する。
- 3 扶養手当について、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族たる子に係る加算額を1人につき月額3,000円（現行2,500円）に引き上げる。
- 4 新たに研究員調整手当を設け、研究活動の状況、研究員の採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められる試験研究機関に勤務する研究員等に対し、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に100分の10以内の割合を乗じて得た額を月額として支給する。
- 5 通勤手当について、交通機関等を利用して通勤する職員に対する運賃等相当額の全額支給の限度額を月額4万5,000円（現行4万円）に引き上げる。なお、交通機関等と自動車等を併用して通勤する職員に対する支給月額についても同様に引き上げる。
- 6 筑波研究学園都市移転手当を廃止する。

- 7 宿日直手当の支給額の限度額を引き上げる。
- 8 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の限度額を日額3万8,500円（現行3万8,300円）に引き上げる。
- 9 寒冷地手当について、基準額の世帯等区分の改定及び定額化等を行う。
- 10 本法律は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。ただし、宿日直手当に関する改正規定は平成9年1月1日から施行し、科学技術に関する高度な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる官職に新たに採用された職員に対して新たに初任給調整手当を支給する改正規定、研究員調整手当の新設に関する改正規定、筑波研究学園都市移転手当の廃止に関する改正規定、寒冷地手当に関する改正規定は平成9年4月1日から施行する。

【附 帰 決 議】

現下の厳しい財政事情及び社会状況にかんがみ、国民の理解を得るために、政府並びに人事院は、次の事項について速やかに適切な措置を講ずべきである。

- 一 更なる公務能率及び行政サービスの向上並びに一層の公正な公務運営の確保に努めること。
- 一 国民の公僕たる公務員は、国民から疑惑を招くことのないように一層の綱紀の肅正に努めること。
- 一 行政経費を抑制するため、その経費の見直しと合理化等格段の削減に努めること。

右決議する。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第2号）

【要 旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 内閣総理大臣、国務大臣、内閣法制局長官、政務次官等の俸給月額を引き上げる。
- 2 大使及び公使の俸給月額を引き上げる。
- 3 秘書官の俸給月額を引き上げる。
- 4 常勤及び非常勤の委員等に支給する日額手当の限度額を引き上げる。
- 5 本法律は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第3号）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 参事官等俸給表の俸給月額及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き上げる。
- 2 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を10万5,600円（現行10万4,200円）に引き上げる。
- 3 一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整備を行う。
- 4 本法律は、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴う規定の整備に関する改正規定を除き、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴う規定の整備に関する改正規定は、平成9年4月1日から施行する。

（4）付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案	衆	8.11.29	8.11.29 (予備)	8.12.5 可決 附帯決議	8.12.5 可決	8.11.29	8.12.5 可決 附帯決議	8.12.5 可決
2	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	"	11.29	11.29 (予備)	12.5 可決	12.5 可決	11.29	12.5 可決	12.5 可決
3	防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	"	11.29	11.29 (予備)	12.5 可決	12.5 可決	11.29 安全保障	12.5 可決	12.5 可決

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
4	市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案	河村 たかし君 外4名 (8.11.29)	8.12.3		8.12.3 (予備)			8.12.3	継続審査	